

記載例

- 被相続人（亡くなられた方） 田村 一男（納税義務者）
- 相続人の代表者になる方 田村 太郎（一男の長男）
- その他の相続人 田村 次郎（一男の次男）
福島 花子（一男の長女）

第12号様式（第23条関係）
相続人代表者届出書

第	号	相続人代表者届出書	
		令和 ◇◇ 年 ◇◇ 月 ◇◇ 日	
田村 市長 様		相続人全員が署名・押印(認印可)してください。(少なくとも、代表者は必ず署名・押印してください。) 田村 太郎 (印) 田村 次郎 (印) 福島 花子 (印)	
被相続人にかかる徴収金の賦課徴収（滞納処分を除く。）及び還付に代表者として、下記のとおり指定しましたので、地方税法第9条の2第○項に基づき、			
相続人代表者の氏名(名称)	田村 太郎		
住所(所在地)	田村市船引町○○字△△△111番地		
被相続人の氏名	田村 一男		
死亡時の住所	田村市船引町○○字△△△111番地		
死亡年月日	令和 ○○ 年 ○○ 月 ○○ 日		
相続人の氏名・続柄・住所	氏名(名称)	被相続人との続柄	住所(所在地)
	田村 太郎	長男	田村市船引町○○字△△△111番地
	田村 次郎	次男	郡山市◇◇二丁目2番2号
	福島 花子	長女	東京都◎◎区☆☆三丁目3番3号
相続人の氏名・続柄・住所を記入してください。また、相続分が決まっている場合は「相続分」欄に持分を記入してください。			
摘要	不明な点がある場合など確認のためお電話をすることがありますので 相続人代表者電話番号 (○○○○) △△ - ◇◇◇◇		

(注意)

- ※ この届出書は、相続する固定資産の所有権移転登記（相続登記）が完了するまでの間、市からの納税通知書等を受領して下さる代表者を指定していただくためのものであり、**相続する資産の所有権を決定するものではありません**ので、法務局にて所有権移転登記（相続登記）を進めてください。
- ※ 1月1日までに所有権移転登記をした場合は、この届出書の提出は不要です。
- ※ 登記していない家屋は、「家屋等（未登記）の異動届」を提出すると、所有者を変更できます。（用紙は、各行政局・船引町内の各出張所にあります。）

《問合せ・提出先》

田村市役所 市民部 税務課

〒963-4393 福島県田村市船引町船引字畑添76番地2

TEL (0247)81-2119

もしくは、下記の市税窓口まで

滝根行政局 〒963-3692 田村市滝根町神俣字関場118番地

TEL (0247)78-2111

大越行政局 〒963-4192 田村市大越町上大越字水神宮62番地1

TEL (0247)79-2111

都路行政局 〒963-4701 田村市都路町古道字本町33番地4

TEL (0247)75-2111

常葉行政局 〒963-4692 田村市常葉町常葉字町裏1番地

TEL (0247)77-2111